

岩手県教育委員会服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会服務規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会服務規程（昭和40年岩手県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(出勤簿)</p> <p>第4条 職員は、定刻までに出勤し、自ら直ちに別に定める様式による出勤簿に<u>押印しなければならない</u>。ただし、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって教育長が定めるものをいう。第7条において同じ。）を使用する場合にあつては、別に定める方法により出勤を申告するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(復命)</p> <p>第16条 職員は、出張を命ぜられ、当該用務を終えて帰庁（学校にあつては、帰校。）したときは、速やかにその概要を口頭で上司に報告するとともに、別に定める様式による復命書を提出しなければならない。ただし、軽易なもので出張命令権者の承認を得たものについては、復命書を省略することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(当直日誌)</p> <p>第33条 当直員は、当直勤務中の状況その他所定の事項を別に定める様式による当直日誌に記載し、<u>署名押印の上</u>、当該勤務終了後当直管理者の検閲を受けなければならない。</p>	<p>(出勤簿)</p> <p>第4条 職員は、定刻までに出勤し、自ら直ちに別に定める様式による出勤簿に<u>押印又は記名をしなければならない</u>。ただし、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって教育長が定めるものをいう。第7条及び第16条において同じ。）を使用する場合にあつては、別に定める方法により出勤を申告するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(復命)</p> <p>第16条 職員は、出張を命ぜられ、当該用務を終えて帰庁（学校にあつては、帰校。）したときは、速やかにその概要を口頭で上司に報告するとともに、別に定める様式による復命書<u>（電磁的方法を使用する場合にあつては、別に定めるもの）</u>を提出しなければならない。ただし、軽易なもので出張命令権者の承認を得たものについては、復命書を省略することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(当直日誌)</p> <p>第33条 当直員は、当直勤務中の状況その他所定の事項を別に定める様式による当直日誌に記載し、当該勤務終了後当直管理者の検閲を受けなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。